

谷口委員

私の方からは、資料5ページの7の基本的な対策の1番の都市の安全性の向上について、何点か伺いたいと思います。

最初に、この表題の都市の安全性、都市というところですが、アで、県は、都市の安全性の向上を図るためにというふうにあります、恐らく県全体のことを意味しているんだと思うんですけども、この都市という表現の仕方に若干ちょっと違和感を感じるんですね。我々は都市というと、繁華街を抱えているようなところをイメージしますし、地域防災計画の中で、この都市の安全性の向上ということが書かれているので、これを使っているんだと思うんですが、まず最初に、都市の定義を確認させてください。

災害対策課長

もともとの骨子案では、このところは地震災害に強いまちづくりの精神という言葉になっておりました。実はこの言葉の方が分かりやすいかもしれませんが、法令と調整した結果、まちづくりという意味自身が法令にふさわしくないということでございました。

神奈川県全体の話の、いわゆるハードとか県のといいますと、いわゆる土地に付随するもののイメージなんですけれども、それだけではなくて建造物のいろいろなことを含めたもの、つまり都市という形の言葉で、実は都市計画の区域も設定されていない地域もちろんあるわけですし、都市というイメージが持っている、繁華街があるというようなイメージもあるかもしれませんが、ここでの言葉としては、県下全域をイメージした言葉として使わせていただいております、じっくり来る言葉を探しながら、ここに落ち着いたと、解説が必要だというのは重々承知の上で出させていただいている次第でございます。

谷口委員

その血のにじむような努力をされたことはよく理解しますが、私は先ほどお話が出ているように、県民の皆さんがこれをぱっと見たときに、都市部だけなのかというような捉え方もされると思うので、法令上も様々あるんでしょうけれども、この表現についてはもう少し工夫をしていただいた方がいいのではないかと、いうふうに要望させていただきたいと思います。

そして、その中に耐震化のお話書かれています。先ほどから木造家屋と耐震化のお話が出ておりますけれども、このアの一番後ろにある3行目の公共施設の耐震化等を推進するとありますけれども、この等というのは、想定される範囲内で、どういうものをこの等の中に入れていられるのでしょうか。

災害対策課長

先ほど御説明したような民間施設、民間の木造住宅の耐震化もこの等の中に含めて考えております。例示の中で、なるべく分かりやすい条例というところで頭出しさせていただいておりますので、等に何が含まれているのかというのは、きちんと説明を追加したもので、きちっと分かりやすいものにしていきたいと思っております。

谷口委員

東日本大震災で津波対策というのが大きく今クローズアップされて、津波対策をしっかりとやっていくのは大事なんですけども、振り返れば阪神・淡路大震災のときはほとんどの方が家屋が倒壊して圧死をされたということで、内陸部については、それは沿岸部もそうですけれども、先ほどからお話が出ているように、家屋の耐震化ということが非常に大事なわけで、それを等の中に含めてしまうのは、どうなのかというふうに思います。

私は、ぱっと読んだときに、家屋のところは抜けて、県民の努力義務の中に建築物等の耐震化というところにだけ例示をされていて、県の責務として抜け落ちているのかなと読んだんです。ですので、質問させてもらったんですけども、そういう意味では県の木造家屋に対する取組をしっかりとやっていくという決意を含めて、ここに明示的にそのことは書くべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

災害対策課長

文言の例示等につきましては、再度検討させていただきたいと思っております。

谷口委員

是非よろしくお願いいたしたいと思っております。

それと、次に、午前中の質疑でも出ておりましたけれども、県の責務として努めるものとするというふうになっているところは、わずか2箇所、一つは財政上の措置、この点については、私もこれも様々な御努力を重ねられて、やっとなりに頭出しできたというか、この項目として立てられたという努力は評価したいと思います。県の決意を表明するためには、しっかりと県民の皆さんに分かっていただくためには、努めるというのは取るべきだというふうに、ここは要望しておきたいと思っております。

それと、もう1点、その上の5番の市町村、国等との連携の1番で、ここも必要な支援を行うよう努めるものとするというふうにあります。まず、確認ですけれども、表現自体がその前段で協力体制を整備するとともにとあって、その後に必要な支援を行うよう努めるものとするがありますけれども、前段の部分も努力義務なんではないでしょうか、それとも前段の部分は責務として書いているのでしょうか。

災害対策課長

文章を厳密に読むと、両方とも努めるものとするというような表現なんですが、  
気持ちの上では、必要な支援というところが実は市町村への  
予算的な部分も含めた必要な支援なんです。

他の部分のところというのは、連携とか協力体制というのは、それは努力義務ではございませんで、これはやるという話ですので、言葉につきましては、そこら辺が明確になるように再度工夫をさせていただきます。

#### 谷口委員

細かいところばかり突いて申し訳ないですけども、そういう細かなところが大事なので、指摘をさせていただきたいと思います。

これは協力体制を整備するものとする切った上で、必要な支援についてはというところを切り離した方がいいと思います。その上で、必要な支援を行うというのを努力義務ではない形にするというのは、これはまたハードルが高いただろうというふうに思います。恐らく御努力されて、この部分も何とか入れ込んだらというふうに思いますけれども、ここについても、県の決意を示す上で、努めるものというのを取って、しっかりとやりますというふうにしていただきたいということを要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、先ほど渡辺委員からもお話がありましたけれども、この条例の実効性の確保ということで、先ほどはマニュアルのお話をさせていただきましたが、私の方からは、実際にこの条例を進めていくのは、ここの委員会の皆さんだけではなくて、県庁全体で進めていくわけでありまして、その全体の対策について、他の部局との関わりというのは、どういうふうになっているのか、まず大枠をお伺いしたいと思います。

#### 災害対策課長

災害対策は、私ども安全防災局だけではなくて、全ての部局に関わる対策でございます。計画策定に際しましては、市町村はもちろん県庁の各部局にもそれぞれやっている対策を全部盛り込むような形でやっております。安全防災局としてそれらをまとめ上げ、けん引していく窓口になっていくという形で計画の進行管理というものをやっていきたいと思っております。

#### 谷口委員

是非それはしっかり進めていただきたいと思いますが、実際に進めていく中で、ちょっと次元が違いますけれども、8月末、県庁で行われた避難訓練のときにも、反省材料として、どこにどういうふうに動いたらいいかわからない職員の方もいらっしゃって、一部でしようけれども、各局が災害対策に対しての意識を同じように引き上げていくことが大事だと思うんです。

そういう意味で、各部局ごとの進行状況の管理、チェックリストとか、計画とか、そういったものが重要だというふうに思うんですけれども、これについて見解を頂きたいと思います。

#### 災害対策課長

部局別にももちろん計画を持っていたりするものもございます。ただ、地震防災の4月に改定した計画の中で、この進行管理をさせていただくと同時に、例年予算編成においても予算額を価格の体系に合わせて公表させていただいているところがございます。

この両方を通じまして、また本年の3月ですが、計画がこんな感じで進んでいるという一覧を整理させていただいて、特別委員会に御報告したこともあったかと思えます。

そのようなことも含めまして、よりよいやり方を工夫させていただいて、全庁のけん引役として努力したいと思っております。

谷口委員

ところで、これは確認ですけれども、例えば各局、各部で既に対策を局内、部内でまとめる方、責任者というのは決まっているんですか。

災害対策課長

例えば計画の取りまとめに当たっては、大抵それぞれの各局の総務課を通じまして、中を取りまとめていただいておりますので、各局の総務課で形的には取りまとめていただいております。

谷口委員

分かりました。しっかりと条例をつくって、計画を立てて、それを実行に移していく。最後のところが一番大事なので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、原子力について2点お伺いをしたいと思います。

一つはSPEED Iのところでありますけれども、資料の11ページ、この中にSPEED Iの計算結果の着実な受信を位置付けるというふうにあります、これは具体的にどういうことでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

SPEED Iによる放射能の拡散情報ということについてなんですが、原子力事故が発生した際には、国から委託を受けた原子力安全技術センターというところで計算されます。その結果が専用回線によって、専用端末機が設置されているオフサイトセンターや原子力事業所の立地道府県等に送信されます。福島第一原発事故では、このSPEED Iの情報が福島県庁にも専用回線でデータとして送信されておりました。

しかし、実際には地震によって専用回線が途絶したということで、電子メールを使用して福島県庁に届けられるということになったんですが、それを受け取った福島県庁が削除してしまったということがございました。

このトラブルの原因については、SPEED Iの計算結果の取扱いについて、明確にされていなかったというようなことなどが挙げられているわけですが、このことの反省から、本県において同様のトラブルが起らないように、専用端末機で受信できなかった場合に電子メールやファクシミリ、場合によって衛

星回線などを使って、代替手段を利用してSPEEDIの予測図を受信すること、あるいは職員自身が受信を必ず確認をして、受信結果を他の職員、あるいは幹部に共有することというような手順をしっかりと事前に定めておくというようなことを想定しております。

谷口委員

確認なんですけれども、これまでに神奈川県がSPEEDIの情報を受けたことというのはあるんですか。

安全防災局危機管理対策課長

ただいまのSPEEDIの情報を受け取ったことがあるかというのは、実際の災害ということで理解をしますと、実際の災害では、我々は去年の3・11のときも含めてございません。ただし、訓練においては、そういうものを計算し、出してもらおうというようなこともやっておりますので、そういったところでは使用させていただいておりますが、今のところ実際に送られたことはございません。

谷口委員

浜岡も比較的近いところにありますし、今後の実際SPEEDIの計算結果を受け取って、実際に自治体に送るということなんですけれども、まずその手順のマニュアルというのは、既に作られているんですか、それともこれから作っていくんですか。

安全防災局危機管理対策課長

実際には、オフサイトセンター等のマニュアルというのはある程度あるんですが、まだ見直さなければいけない部分、初動対応のマニュアルは既にありますけれども、その中で見直していく部分については見直していきたいと思っております。

また、今、委員がおっしゃってございました浜岡等についても、これは広域的な部分でございますので、実際には我々の方にSPEEDIの情報等が寄せられない部分があるかと思うんですけれども、その辺については、例えば事故の大きさにもよるんですけれども、公表されてきますので、国が公表する情報等について、我々の方でしっかりと把握をし、共有を図っていきたいというふうに考えております。

谷口委員

これは実際に訓練も行って、訓練では受信をしたことがあるというお話でしたけれども、その後自治体に送るときのシミュレーションとか、それから実際のどの範囲まで自治体に情報を送るのか、その点についてちょっとお伺いします。

安全防災局危機管理対策課長

送られる想定なのですが、原子力事故の緊急防護措置を準備すべき地域というのが現在、原子力規制庁の中で、防災指針を見直してございます。その中で、その範囲が決められていく予定でございます。原子力発電所については、今まで10キロだったものが恐らく30キロ、あるいはプルームとあって、放射能の雲が降る範囲はおよそ50キロ範囲と言われております。

神奈川県が一番近いところでも100キロ以上離れておりますので、それについては直接同一のものが来るということは、想定をしておりません。ただし、この防災基本計画の中で修正された中で、直ちにSPEED Iの予測結果については公表していくということになっておりますので、予測した結果を我々もしっかりと受信をして、参考にしていくことを考えております。

谷口委員

SPEED Iについては、百何十億円ですか、それほどかけて開発したのに、結局、福島ときは全く役に立たなかったという反省もあります。これはしっかりと対応について事前に準備をしていただくよう要望しまして、私の質疑を終わります。